

取組内容

石野自治会では、地域の活性化に向けて話し合いを行い、四季折々の色彩豊かな花が楽しめるコミュニティを目指して、自治会員が協力してベニヤマザクラやモミジなどの植栽活動を行いました。

花が咲く頃には、子どもから年配の方までたくさんの住民が集まり、思い出や絆を深めることのできる場所になることや、近くを通る方々にも美しい景観を楽しんでもらえる憩いの場になることを期待しています。



植栽活動の様子

集落支援員活動事業

集落支援員は、自治会の現状を把握するための「状況調査」を行い、調査結果を基に自治会の現状や課題、将来の自治会像などについての「話し合い」と「活性化活動」への取り組みを支援します。

小規模な自治会（50世帯未満）を中心に支援しています。

活用を検討される自治会は、お気軽にお問い合わせください。

石野自治会の取り組み

今年度は、4つの自治会が集落支援員活動事業と市の補助制度を活用して活性化に向けた取り組みを行っています。今回は十和田瀬田にある「石野自治会」の活動内容をご紹介します。



会社外観



- ◇所在地 花輪字大川添26番地
- ◇設立 昭和60年4月
- ◇代表者 田中 教雄
- ◇連絡先 ☎22-0774

ウチの会社のここがスゴイ！

営業部 小沼さんの会社自慢

社内にショールームがあり、女性目線で水回りのご提案をしています。



会社概要

創立から48年目を迎えます。一級建築士事務所として住宅建築・リフォームに加え、公共工事から土木工事までを行う総合建設業者です。住宅部門に力を入れており、オール電化やヒートポンプ、ゼロエネルギーハウスなど最新技術の勉強を続けています。そして、より高い技術を提供することで、地域に住まう家族の幸せづくりに貢献しています。また、市外での仕事も積極的に行っています。

代表から

代表取締役 田中 教雄さん

「地域に根ざし夢づくり、住みよい環境幸福づくり」が企業ミッションです。実物を見てイメージを膨らませてもらい、お客さまの理想を形にすることが仕事で、鹿角地域の住宅着工棟数ナンバーワンの実績があります。

事務所はワンフロアで社員全員が顔を合わせるため、些細なことも相談しやすい職場です。やる気のある方であれば未経験でも大歓迎ですので、ぜひ一緒に一流の工務店を目指しましょう。

社員同士の距離が近い、開放的な職場

魅力あふれる地元企業を紹介
鹿角の企業いいね！



Szia! from Sopron

(ショプロンからこんにちは！)

日本語指導員現地レポート 第10代日本語指導員 堀川さゆみさん

秋田市出身。大学時代に留学経験があり、帰国後もホームステイの受け入れや、多くの異文化交流プログラムに参加するなど、豊富な国際交流経験を活かして渡航。

Boldog Uj Évet Kiránoi
(ハンガリー語で「明けましておめでとうございます」)

昨年はショプロンに来てから2度目のクリスマスを経験しました。12月7日と8日には鹿角市へ送るクリスマスカード作りのイベントを行いました。7日のイベントの後は、みんなでクリスマスケーキ作りをしました。ホットワインを飲んだり、揚げたポテトを食べたりしながら賑やかに過ごしました。このような時間がしみじみ幸せに感じます。

ご存知のように、キリスト教圏のハンガリーでは、クリスマスが一年の中でも重要なイベントで、一般的に家族と一緒に過ごします。この時期に海外で一人暮らしをしていると、どうしても寂しい気持ちになるのですが、親切な生徒さんたちのおかげで温かいクリスマスとなりました。クリスマス時期は、生徒さん2人の家族が誘ってくださり、クリスマススイートにはデイナーを、クリスマスにはランチをいただきました。ご近所さん



クリスマスマーケットの前で



いただいたクリスマスツリー

からも、クリスマスの手作りお菓子や、飾りのついた小さいクリスマスツリーをいただきました。本当にありがたき思いです。

今年の抱負は、「ハンガリー語を頑張る」にしたいと思っています。ハンガリー語はとても難しくパズルのようですが、響きがやさしく、好きな言語です。カタコトでも通じたときは嬉しくて、たまに親切な方が「上手だね」と言ってくれるので、もっと頑張れる気がしています。

ブログ公開中 <http://termesztasztereto.blogspot.com/> ぜひご覧ください。

ECO & LIFE

ECO 快適なくらしの情報

空き家の適正な維持管理をお願いします

特定空き家などの発生予防や緊急安全措置に必要な事項を定めた「鹿角市空き家の適正管理に関する条例」が、1月1日から改正施行されました。

空き家の管理は所有者の責任です

空き家は、個人が所有する財産です。管理や解体は所有者や管理者が行うもので、何らかの問題が発生したときは当事者間での解決が基本となります。

万が一、空き家が原因で近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合、その所有者や管理者、占有者が責任を問われる可能性があります。

危険老朽空き家除却費の補助制度について

空き家は所有者による自己管理

制度利用のための主な要件

- 居住目的に建築された家屋で、現在は人が住んでいないこと
 - 「危険老朽空き家」であること
 - 建替えや土地の転売、譲渡などを目的とした除却でないこと
 - 市税の滞納がないこと
 - 前年の所得が460万円以下であることなど
- ※なお、制度の利用を希望する場合は、事前に市民共動課にご相談ください。

☎ 市民共動課 環境生活班
30・0224